4　会議は、前項に規定する決定に当たり、別に定める基準により総合センターが決定する評価及び意見を聴く。この場合において、会議は、必要に応じて当該研修を担当した講師及び実務研修担当弁護士から事情を聴取することができる。

第十条第五項中「第二項の意見等を決定」を「第三項に規定する決定を」に改める。

附　則

第一条、第八条の見出し及び第十条第二項から第五項までの改正規定は、平成二十五年七月十八日から施行する。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則制定公告

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則（平成二十五年七月十八日規則第百五十九号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年七月十八日

日本弁護士連合会

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴う弁護士の紹介に関する規則

（平成二十五年七月十八日規則第百五十九号）

（目的）

第一条　この規則は、日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に伴い、子の返還に関する事件又は子との面会その他の交流に関する事件（以下「ハーグ条約事件」と総称する。）に対応する弁護士を紹介することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（ハーグ条約事件に対応する弁護士名簿）

第二条　本会に、ハーグ条約事件に対応する弁護士名簿（以下「名簿」という。）を備える。

2　名簿には、次の事項を登録する。

一　氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）

二　所属弁護士会

三　登録番号

四　取り扱うことを希望する依頼者の別及び事案の種類

五　その他本会が必要と認めた事項

（名簿登録要件）

第三条　名簿に登録する弁護士である会員（以下「会員」という。）の要件は、次のとおりとする。

一　弁護士登録の期間が通算して三年を超え、かつ、子の監護又は引渡しに関連する事案を複数件取り扱ったことがあること。

二　本会が指定する研修を受講したこと。

三　弁護士賠償責任保険の被保険者であり、かつ、保険金額が一億円以上であること。

四　民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関し日本司法支援センターと契約を締結していること。

五　英語を母国語とする者と意思疎通できる程度の語学力を備えていること。

（名簿の作成）

第四条　弁護士会は、当該弁護士会の名簿に登録され、かつ、前条に規定する登録要件を満たす会員の一覧表を作成し、本会に届け出るものとする。

2　本会は、前項の一覧表に従い、名簿を作成する。

3　名簿の作成は、毎年一回行う。

（登録の抹消）

第五条　本会は、名簿に登録した会員（以下「登録会員」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、直ちに当該登録会員を名簿から抹消する。

一　弁護士でなくなったとき。

二　登録会員又は登録会員が所属する弁護士会から登録抹消の申出があったとき。

三　第三条に規定する登録要件を欠くことが明らかになったとき。

2　登録会員は、第三条に規定する登録要件を欠くことになったときは、速やかに登録抹消の申出をしなければならない。

3　本会は、登録会員を名簿から抹消したときは、当該登録会員が所属する弁護士会にその旨を通知する。

（中央当局を通じた弁護士の紹介）

第六条　本会は、外務大臣を通じてハーグ条約事件の当事者（以下「当事者」という。）から弁護士の紹介の依頼があったときは、名簿に基づき、弁護士の所在地に関する当該当事者の希望、管轄裁判所等を考慮の上、登録会員三名を紹介する。

2　本会は、登録会員を紹介するときは、あらかじめ当該登録会員に対し、紹介することの可否を照会する。

3　本会は、前項の規定により照会した登録会員が本会が指定する期日までに回答しないときは、紹介を拒否したものとみなす。

4　本会は、当事者に登録会員を紹介したときは、当該登録会員に対し、その旨を通知する。

（紹介された登録会員の努力義務等）

第七条　前条の規定により本会から紹介された登録会員は、前条第四項に規定する通知を受けた日から二週間以内に当事者からハーグ条約事件について委任の申込みを受けた場合は、これに応ずるよう努めるものとする。ただし、受任することができない合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2　前条の規定により本会から紹介された登録会員は、委任の申込みの有無及びこれに対する受任の有無を本会に通知しなければならない。

3　前条の規定により本会から紹介され、ハーグ条約事件を受任した登録会員は、本会がハーグ条約事件に関する法的手続等の実情を把握するため情報提供等を求めた場合は、守秘義務に反しない限度で、協力するよう努めるものとする。

（弁護士会からの照会）

第八条　本会は、弁護士会から照会を受けた場合は、当該弁護士会に所属する登録会員について、紹介及び受任の有無を回答することができる。

（弁護士会の本会に対する紹介依頼）

第九条　弁護士会は、当事者から弁護士の紹介の依頼を直接受けた場合であって、当該弁護士会で弁護士を紹介できないときは、本会に対し、登録会員の紹介を求めることができる。

2　前項の場合において、弁護士会は、当事者から提供された情報を、必要な範囲で本会及び登録会員に提供することについて、あらかじめ当事者の承諾を得るものとする。

3　本会は、第一項の規定により弁護士会から登録会員の紹介を求められたときは、名簿に基づき、弁護士の所在地に関する希望、管轄裁判所等を考慮の上、登録会員一名を当該弁護士会に紹介する。

4　第六条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により本会が弁護士会に登録会員を紹介する場合に準用する。

5　第三項の規定により本会から紹介された登録会員は、当事者からハーグ条約事件について委任の申込みを受けたときは、これに応ずるよう努めるものとする。ただし、受任することができない合理的な理由があるときは、この限りでない。

6　第三項の規定により本会から紹介された登録会員は、委任の申込みの有無及びこれに対する受任の有無を本会及び所属する弁護士会に通知しなければならない。

7　第七条第三項の規定は、第三項の規定により本会から紹介され、ハーグ条約事件を受任した登録会員について準用する。

（再度の紹介）

第十条　本会は、既に第六条又は前条の規定により弁護士を紹介した当事者に対しては、再度の紹介を行わない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

附　則

この規則は、平成二十五年七月十八日から施行する。